

よくある質問

Q 過誤申立を行えば自動で再請求がされますか？

A. いいえ。
過誤申立は、誤った請求を取り下げするための手続きです。
正しい内容で請求する場合は、別途国保連へ再請求を行う必要があります。

Q 通常過誤と同月過誤がありますが、どちらを選べばよいですか？

A. 請求内容や金額、再請求の時期などを確認したうえで判断します。
判断に迷う場合は、保険者へご確認ください。
特に同月過誤は、過誤申立と再請求を同じ処理月で行うため、正しい内容で再請求できることが前提となります。
また、給付管理票に関しましては、同月請求は行えません。

Q 過誤申立書を提出した後、再請求を忘れてしまった場合はどうなりますか？

A. 予定月を過ぎたとしても再請求を行うことができます。
速やかに国保連へ再度請求を行ってください。
過誤申立 → 過誤処理 → 正しい内容で再請求まで確認することが大切です。

Q 請求した直後に間違いに気づきました。過誤申立できますか？

A. 毎月1～10日の国保連請求受付時期内に気づいた場合は、国保連へご連絡し再提出の調整をします。
受付時期を超えた場合は、審査決定までお待ちください。
審査期間を経て支払決定となった場合は過誤申立を行ってください。

Q 返戻になった請求を修正する場合、過誤申立書は必要ですか？

A. 返戻の場合は過誤申立の必要はございません。
返戻理由をご確認後、次回国保連再度請求を行ってください。

Q 加算を誤って請求した場合は過誤ですか？

A. はい。
支払決定した請求の場合は過誤となり過誤申立が必要です。
過誤申立後に正しい内容で国保連へ再請求を行います。

Q 支払決定後に公費負担を利用者負担で請求していることに気づきました。

A. 過誤申立が必要です。
介護券に一部負担金額の記載がないか等ご確認し、宜野湾市へ過誤申立を行ってください。

Q 給付管理票より日数を多く請求しているようです。

A. ケアマネージャーなどと日数の確認を行います。
●給付管理票の間違った場合
→①給付管理票を修正→①の修正が通った翌月に過誤申立
●事業所の間違った場合
→支払決定後であれば宜野湾市へ過誤申立後再請求をします。



Q 給付管理票より日数を少なく請求しているようです。

A. ケアマネージャーなどと日数の確認を行います。
●給付管理票の間違った場合
→①給付管理票を修正→①と同月に過誤申立
●事業所の間違った場合
→支払決定後であれば宜野湾市へ過誤申立後再請求をします。

いずれも『返戻』
の場合は過誤申立
は行いません。

Q 利用者負担額に変更が生じる場合も、過誤申立が必要ですか？

A. はい。請求内容の誤りにより、介護給付費や利用者負担額に変更が生じる場合は、過誤申立が必要です。
また、利用者負担額が変更となる場合は、利用者への返金や追加請求が必要となることがあります。

Q 過誤申立後の再請求で、また間違いがあった場合はどうしますか？

A. 宜野湾市へ連絡し過誤申立を行ってください。

Q 複数の利用者を1枚の過誤申立書に記載できますか？

A. はい。
被保険者番号を数字の小さい順に並べてご入力ください。

Q 複数のサービス提供月を1枚の過誤申立書にまとめてもいいですか？

A. はい。
プルダウン、または手入力でご入力ください。
